

○「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱い（監査証明府令ガイドライン）

改正後	現 行
<p>5-1 府令第5条の規定により提出する監査概要書、中間監査概要書、四半期レビュー概要書並びにファン ド及び信託財産に係る監査等概要書（以下「監査概要書等」という。）について、複数の被監査会社に係る 監査概要書等をその提出期限ごとに一括して提出する場合には、一括して提出する各被監査会社の監査概要 書を編綴して提出することに留意する。この場合において、同一の公認会計士、監査法人又は監査事務所そ の他適当な単位で一括して提出することができることに留意する。</p>	<p>5-1 府令第5条の規定により提出する監査概要書、中間監査概要書、四半期レビュー概要書並びにファン ド及び信託財産に係る監査等概要書（以下「監査概要書等」という。）について、複数の被監査会社に係る 監査概要書等をその提出期限ごとに一括して提出する場合には、一括して提出する各被監査会社の監査概要 書を編綴して、公認会計士又は監査法人の印を監査概要書等の表紙にのみ押印して提出することに留意す る。この場合において、同一の公認会計士、監査法人又は監査事務所その他適当な単位で一括して提出す ることができることに留意する。</p>